

「実務対応報告第32号『平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い』」の解説

公認会計士 ^{さ せ たけし} 佐瀬 剛

1. はじめに

企業会計基準委員会（以下「ASBJ」という。）は、平成28年6月17日に「実務対応報告第32号『平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い』」（以下「本実務対応報告」という。）を公表した。

2. 経緯

平成28年度税制改正において、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の法人税法上の減価償却方法について定率法が廃止され、定額法のみとなる見直しが行われた。

これを受けて、当該税制改正に合わせ、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物から減価償却方法を定額法に変更する場合に、当該減価償却方法の変更が正当な理由に基づく会計方針の変更¹に該当するか否かに関して、必要と考えられる取扱いについて緊急に審議を行い、本実務対応報告を公表したものである。

3. 実務上の取扱い

(1) 会計方針の変更に関する取扱い

従来、法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業において、建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却方法について定率法を採用している場合、平成28年4月1日以後に取得する当該すべての資産に係る減価償却方法を定額法に変更するときは、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更（企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（以下「企業会計基準第24号」という。）5項（1））として取り扱うものとする²とされている（本実務対応報告2項）。

この取扱いは、従来、法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業が前提とされている点に留意が必要である。

また、前述の下線部について、公開草案では「当該資産」とされていたものが「当該すべての資産」と修正されている。これは、平成28年4月1日以後

に取得する建物附属設備又は構築物のうち、一部の資産について減価償却方法は定率法のまま変更せず、残りの資産について定額法に変更する場合であっても、本公開草案を適用することが認められるか明らかにすることが望ましいというコメントに対応したものである。すべての建物附属設備及び構築物の両方に係る減価償却方法について定率法を採用している場合、平成28年4月1日以後に取得するすべての建物附属設備及び構築物の両方に係る減価償却方法を定額法に変更するときは、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことを基本的に意図しているため、修正されている（実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント4））。

さらに、この取扱いは、平成28年度税制改正に合わせて会計方針を変更する場合に適用されるものであることから、平成28年4月1日以後、建物附属設備又は構築物を取得したかどうかにかかわらず、当該税制改正に合わせて減価償却方法を定額法に変更する場合、法令等の改正に準じたものとし、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことを意図しているとされている（本実務対応報告17項）点にも留意が必要である。

上記（本実務対応報告2項）の会計方針の変更以外の減価償却方法の変更については、正当な理由に基づき自発的に行う会計方針の変更（企業会計基準第24号5項（2））として取り扱うものとされている（本実務対応報告3項）。

なお、今後、ASBJにおいて、抜本的な解決を図るために減価償却に関する会計基準の開発に着手することの合意形成に向けた取組みを速やかに行う予定とされている（本実務対応報告15項）。また、本実務対応報告は、取り扱う範囲を平成28年度税制改正に係る減価償却方法の改正に限定して緊急に対応したものであり、今回に限られたものとしている（本実務対応報告16項）。

(2) 開示

本実務対応報告2項に記載する減価償却方法の変

更は、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うものであり、企業会計基準第24号における前提とは異なることから（本実務対応報告18項）、本実務対応報告では、上記「(1) 会計方針の変更に関する取扱い」（本実務対応報告2項）に従って会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱う場合、企業会計基準第24号10項、19項及び20項の定めにかかわらず、次の事項を注記するとされている（本実務対応報告4項）。

- | |
|---|
| <p>(1) 会計方針の変更の内容として、法人税法の改正に伴い、本実務対応報告を適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備、構築物又はその両方に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更している旨</p> <p>(2) 会計方針の変更による当期への影響額</p> |
|---|

当該注記事項は、建物附属設備又は構築物を本実務対応報告の適用初年度に取得したかどうかにかかわらず、平成28年度税制改正に合わせて減価償却方法を定額法に変更する場合に、会計基準等の改正に伴う会計方針の変更として取り扱うことを意図しているため（本実務対応報告17項、「(1) 会計方針の変更に関する取扱い」参照）、建物附属設備又は構築物を取得していない場合も記載することとなる点に留意が必要である。

なお、本実務対応報告4項(2)に定める「会計方針の変更による当期への影響額」は、会計方針の変更を会計上の見積りの変更と区別することが困難な場合の注記と同様の内容を求めることを意図しているため、1株当たり情報に与える影響は記載を要しない（実務対応報告公開草案第46号「平成28年

度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント10))とされている。

4. 適用時期

本実務対応報告は、公表日以後最初に終了する事業年度のみに適用するとされている。これは、本実務対応報告は、従来、法人税法に規定する普通償却限度相当額を減価償却費として処理している企業が平成28年度税制改正に合わせて会計方針を変更する場合に適用されるためである（本実務対応報告5項、19項）。

ただし、本実務対応報告の公表日時時点で、すでに会計方針の変更の対象となる取引、すなわち、平成28年4月1日以後に建物附属設備及び構築物を取得する取引が行われていることから、平成28年4月1日以後最初に終了する事業年度が本実務対応報告の公表日前に終了している場合であっても、当該事業年度に本実務対応報告を適用することができる（本実務対応報告5項、19項）。

また、平成28年4月1日以後最初に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書の提出日が本実務対応報告の公表日前である場合、本実務対応報告は、公表日以後最初に終了する四半期会計期間に適用することとなる（実務対応報告公開草案第46号「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い（案）」に対するコメント11))とされている。

以上

デロイト トーマツ Webサイトのご案内 会計監査トピックス

<http://www.deloitte.com/jp/account>

デロイト トーマツ グループ公式サイトでは、創刊以来40年目を迎える月刊誌『会計情報』のWeb版（最新号・バックナンバー）をはじめ、会計・監査の最新情報等を発信しています。

トーマツクライアントの皆様のみならず、広く一般の方々に親しみやすい情報の発信を目指して参りますので、月刊誌『会計情報』ともども、ご利用、ご愛顧くださいますようお願い申し上げます。

〈コンテンツ及びリンク〉

- 会計・監査の最新情報 : 日本公認会計士協会、企業会計基準委員会、金融庁等からの公表情報にリンク
- 会計・監査用語一覧 : 実務に必要な会計・監査の専門用語について解説
- 出版物 月刊誌『会計情報』: 『会計情報』の記事をPDFファイルで掲載